

協働のまちづくり かわら版

Vol. 16
2010年1月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

「第8回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第8回目の会議を1月9日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

条例化に向けて加速中！

各グループで**条文**の骨子について考えています。

新年を迎えました。まちづくり基本条例市民検討会議では、新年早々休む間もなく(?)会議を開催し、条例制定に向けた検討を進めました。

今回も熱心な議論と、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。今回の議論をもとに、今後は条文という形で整理していきたいと思えます。

これから条例づくりがどんどん加速していきます。参加者の皆さん、本当にお疲れ様でした

議論が白熱中！
「いつも時間が足りなくなってしまう、申し訳ありません。」



「協働のまちづくりかわら版」では、今後も条例の検討のプロセスをお伝えしていきます。ご期待下さい。

(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ！

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

検討項目 の会議の流れ

第6回会議

「まちづくりの主体(担い手)には、どのような人達が挙げられるでしょうか？」をテーマに意見交換

「燕市の『まちづくりの主体(担い手)』の役割を考えましょう」をテーマに意見交換

第7回会議

テーマについてのまとめと発表

講評・意見交換による論点の整理

第8回会議

検討項目 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」の意見の整理

ワークショップ

テーマ 検討項目 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」の意見の整理

条例に規定するまちづくりの**主体と役割**をもう一度確認しましょう！！

今回の会議では、検討項目 のまとめとして、これまで皆さんから挙げられた意見から条例素案の骨子のある程度まとめることを目的としてワークショップを行いました。

前回までの会議で挙げられた意見を事務局が整理した案について、条例に規定するべきか、主体の定義や役割は各グループの意見を反映したものとなっているかなどについて意見交換を行いました。

また、各グループで話し合われた結果をみんなの前で発表し、全体で意見の共有を行いました。

以下、皆さんから挙げられた意見の概要をお知らせします。



事務局で整理した主体	事務局で整理した主体の定義(案)	整理した主な意見(意見数)
市民	市内に住み、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	市民・個人一人ひとり(35)、子ども(9)、市内在住者(7)、市内に通勤・通学・活動する人(6)、市に関係する人(5)

事務局案に対する各グループの意見

【1班】定義で「事業活動その他の活動を行う者」とありますが、市民活動団体などの主体と同じことを指しているため、この部分は不要という意見です。また、定義の中に団体は含めない方が良いという結論です。

【2班】市民の定義には、ほとんど全員が団体も含めるべきという意見でした。また、あくまで燕市に住民票がある方に限定しても良いのではないかと意見もありました。

【3班】条例に規定する市民の範囲に団体は含めないという意見になりました。

【4班】市民の範囲に団体は含めなくても良いということは、皆さん共通していました。また、「市内で働き」という部分は、「事業所等」という主体にも含まれるので削除しても良いのではないかと意見もありました。

【5班】案のとおりで問題ないという意見です。

地域コミュニティ	<p>(地域コミュニティ) 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。</p> <p>(自治会) 市民により自主的に組織し、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体をいいます。</p> <p>(まち協) 地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するための組織をいいます。</p>	自治会(20)、まちづくり協議会(12)、地域活動団体(6)
----------	---	--------------------------------

事務局案に対する各グループの意見

【1班】自治会とまち協の役割について、それぞれの役割があり、別々に定めた方が明確になって良いという意見です。

【2班】自治会とまち協の役割を別々に規定すべきかということについて、半数に意見が分かれました。

【3班】地域コミュニティ1本のみで良いという意見でしたが、自治会とまち協を分けて規定すべきという意見もありました。

【4班】自治会とまち協の役割は異なるという認識は共通していますが、明文化して別々に規定した方がお互いにやりやすい部分があるという意見と、地域コミュニティという点で同じだから一緒に良いという意見がありました。

【5班】自治会とまち協の役割は分けずに地域コミュニティという主体で一括りに規定したいという意見です。分けるとなると、他の主体についても追加で挙げていかなければならないのではないかと意見です。

市民活動団体	市民活動(市民が自主的に行う公共的かつ公益的な活動で、営利を目的としないもの)を組織的かつ継続的に行う団体をいいます。	NPO(8)、福祉団体(7)、高齢者団体(6)、女性団体(5)、ボランティア団体(4)、各種サークル(4)、防犯等団体(3)、芸能文化団体(2)、社会体育団体(1)、その他の市民活動団体(5)
--------	---	--

事務局案に対する各グループの意見

【各班】市民活動団体は、各グループで条例に定めるべきという意見で一致しました。定義についても、このままで良いという意見です。

事業者等

市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む団体をいいます。

産業団体(19)、事業者・企業(16)、医療福祉関係(5)、観光団体(1)

事務局案に対する各グループの意見

【各班】事業者等は、各グループで条例に定めるべきという意見で一致しました。

【3班】定義の中で、「非営利の活動」という部分を削除するか、しないかということで論議になりましたが、結果的には非営利の活動を含めるということで意見がまとまりました。

【4班】「非営利の活動」という部分が市民活動団体のNPOと重なるのではないかということで、主にボランティア活動をしているNPOのほか、事業を運営しているNPOもあることから、事業等をしているNPOを含めるということで理解しました。

学校等

市内の学校その他の教育関係機関及び教育関係団体をいいます。

学校(7)、PTA(5)、その他の教育関係団体(4)

事務局案に対する各グループの意見

【1班】主体として定める必要はありませんが、連携や協力という部分で規定すれば良いという意見です。市民活動団体や地域コミュニティなどに振り分けが可能ではという意見です。

【2班】市民活動団体や市の教育委員会等の主体と重なる部分もあることから、外して良いのではないかと結論になりました。

【3班】学校等については、規定するべきという意見でまとまりました。定義についても、このままで良いという意見です。

【4班】学校等については、本来の趣旨から言えば、地域コミュニティの中に含まれば良いという意見もありましたが、別枠で規定した方が、この規定をもとに教育委員会なども動きやすいのではないかとということで、規定するべきという意見でまとまりました。

【5班】結果的には主体として規定しなくても良いという意見で、市が連携を図って取り組んでいけば良いのではないかと意見です。

市議会

市の議会をいいます。

市議会(10)、市議会の議員(2)

事務局案に対する各グループの意見

【1班】市議会は、条例に定めるべきという意見と定めない方が良いという意見が半数に分かれ、班としての結論が出ませんでした。

【2班】全員一致の意見で規定するべきという意見です。市議会の議員を分けて規定するべきかについて、意見が分かれました。

【3班】規定するべきという意見でまとまりましたが、市議会の議員を分けて規定するべきかについて、意見が分かれました。

【4班】規定するべきという意見で一致しました。市議会の議員は、分けて規定しないという意見です。

【5班】規定するべきという意見ですが、市議会の議員は、分けて規定しないという意見です。

市

市長その他の執行機関等をいいます。

市役所(7)、市長(6)、教育委員会(5)、市の職員(5)、市の機関(2)

事務局案に対する各グループの意見

【1班】市という表現は、事務局から条例で規定する上で一般的であると説明がありましたが、市より「市長等」の方が良いという意見です。

【2班】市と市の職員を分けて規定するべきかについて、意見が分かれました。

【3班】市と市の職員を分けて規定しなくても良いという意見です。定義の部分で、「執行機関」の部分で「行政機関」という文言に変更したいという意見でまとまりました。

【4班】市長と職員に関して、市長は選挙で選ばれた方ですし、職員と表現を分けて規定するべきであるという意見でした。また、市の審議会や委員会も条例の中で触れることができれば良いという意見もありました。

【5班】市長という主体を別に設けてはどうかという意見もありましたが、主体がどんどん細分化していく形になるので、市と市長は一体としてこの案のとおりで良いという結論です。

国、県の機関

国、県の機関(8)

事務局案に対する各グループの意見

【各班】国、県の機関は、条例に定めないという意見が多数でした。

【1班】国や県との連携・協力などの役割は条例に規定を備えた方が良くと思います。

【2班】連携の対象とするべきで、まちづくりの主体とは別に規定した方が良くのではないかという意見です。

委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

あなたが今日気づいたことは？

- ・各班の発表が良くできていてすごい。
- ・皆さんと意見を言い合えて良かった。
- ・条例が形づくり始め、先が少し解り始めた。
- ・具体的になってくると大変難しい。
- ・みなさんが非常に熱心であること（再認識しました）。
- ・本日の資料はたいへん多くて時間が足りなかった。

あなたが今日不満に思ったこと、悲しかったことは？

- ・なかなか全員が出席できないこと。
- ・いつになってもうまく進行できないこと。
- ・進行スケジュール通りにいつも進まない。どこまで話し合いを進めたら良いのか分かりにくい。

あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・それぞれの主体ごとの定義、役割がある程度まとまったものを見て、条例のイメージがわいてきました。
- ・委員の皆さんが本当に一生懸命まちづくり、人づくりのことを考えていて、熱い思いを感じたこと。
- ・互いの意見が相反することが時々あったが、基本ベースは共感しており、今後も話し合いで解決していけると思った。

まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

第9回 市民検討会議

日時：平成22年2月6日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

事務局の説明から

今回の会議では、いよいよ最後の検討項目となる『燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと』について、各グループの意見交換と発表を行います。具体的には、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に規定すべき要素を、他の自治体の条例の構成要素と比較して確認を行う予定です。

編集後記

今回の会議も、時間が足りず予定していた内容を大幅カット(💧)。でも、それだけ皆さんが一生懸命に議論してくださっているということですね！条例の制定に向けて頑張りますので、本年もよろしくお願ひします。(す)